

東京都病院協会 診療情報管理勉強会会則

(H20.3.11)

第1条 会の目的及び名称

- 1 本会は、東京都病院協会会員病院に所属する診療情報管理担当者が、業務上の疑問・問題点を持ちより、診療情報管理に関する情報交換および学習を行ない、診療情報管理の標準化と質の向上を図り、もって会員病院の質の向上に貢献することを目的とする。
- 2 会の名称は、診療情報管理勉強会とする。

第2条 活動計画

本会は、第1条の目的を達成するため、以下の各号に関する活動を行なう。

- (1) 日常業務で生じた疑問・問題解決のための相互支援
- (2) 診療情報管理に関する学習
- (3) 診療報酬請求制度に関する学習
- (4) その他、医療全般に関する学習

第3条 運営方針および運営方法

- 1 会の運営に関しては、参加者相互の協力のもとで行う。会の活動は、診療情報管理委員会がこれを統括し、必要な指導と支援を行う。
- 2 会の運営のため、運営委員長1名、運営委員若干名を置く。
運営委員長および運営委員は、参加者の互選によるものとし、運営委員長が会を統括する。運営委員から書記を選出し、書記は議事録その他の記録にあたる。
- 3 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 開催日程

- 1 会は、原則として数ヶ月に一度開催する。
- 2 前項の開催日のほか、必要に応じて開催することができるものとする。

第5条 入会条件、入退会手続き

- 1 本会へ入会を希望する者は、下記の各号を満たさなければならない。
 - (1) 東京都病院協会の会員施設に所属していること。
 - (2) 積極的に参加、情報交換、意見交換等をする意思があること。
- 2 入会を希望する者は、下記の手続きを履行しなければならない。

- (1) 所定の参加申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、東京都病院協会事務局に提出するものとする。また、登録事項に変更が生じた場合は速やかに事務局に届出るものとする。
- (2) 前号後段の届出、または返信の必要な事務連絡等に対し、返信がない場合、継続して参加・活動する意思がないものとして以後の連絡を停止することがある。
- (3) 暫時参加を停止する場合、および退会する場合は第4項に準じてその旨事務局まで通知しなければならない。ただし参加の停止および退会は再度の入会を妨げない。

第6条 参加費用

定例の会合に関する費用は当面无料とする。ただし、勉強会・研修会の開催など、特別な費用が生じる場合は診療情報管理委員会の承認を得て別途徴収することがある。

第7条 事務局

事務局は東京都病院協会内に置くものとする。

第8条 会則の成立および変更

- 1 本会則は定例の会合において出席者の過半数の賛成を得ることによって成立し、即時に効力を発する。
- 2 本会則の変更は、参加登録者の過半数を超える出席があり、かつ、出席者の過半数の承認によってこれを行う。この場合、会則変更について審議する旨を開催通知に記載しなければならない。

附記

この会則は、平成20年3月11日の第2回会合において承認された。